



鳥取県公報

平成 20 年 5 月 20 日 (火)
号外第 63 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例 (38) (県民室) 4
	鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例 (39) (福利厚生室) 5
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (40) (指導管理課) 6
	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (41) (景観まちづくり課) 9
	国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例 (42) (耕地課) 10
	鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (43) (道路企画課) 11

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県行政手続条例の一部改正について

1 条例の改正理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県行政手続条例の対象とする手続等を定めた規定中、引用している行政手続法の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正について

1 条例の改正理由

株式会社日本政策金融公庫法等の施行により恩給法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 恩給を受ける権利を担保に供することができる金融機関等を定めた規定中、引用している金融機関の名称を改める。
- (2) 施行期日は、平成20年10月1日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、受験資格に関する規定の整備が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 介護福祉士等修学資金を定義する規定中、在学していることが貸付けの要件として引用されている介護福祉士及び社会福祉士の養成施設等から職業能力開発総合大学校等を削除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

独立行政法人緑資源機構法が廃止され、独立行政法人緑資源機構が解散したことに伴い、所要の規定の整備を行う。

2 条例の概要

- (1) 風致地区内での建築物の建築等について許可を要しない機関を定める規定から独立行政法人緑資源機構を削除する。
- (2) その他法改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 国営土地改良事業の施行地域内の土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合に特別徴収金を徴収することを定めた規定中、引用している土地改良法施行令の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 占用物件の区分及び道路占用料の額を定めた規定中、引用している道路法施行令の根拠条項を改める。
- (2) 道路占用料の減免について定めた規定中、引用している地方財政法の根拠条項を改める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）<u>第3条第3項</u>において同法第2章から<u>第6章</u>までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）<u>第3条第2項</u>において同法第2章から<u>第5章</u>までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第8条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スル事ヲ得ス但シ恩給法第11条第1項但書ニ規定スル株式会社日本政策金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス 前項ノ規定ニ違反シタルトキハ恩給ノ支給ヲ差止ム	第8条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スル事ヲ得ス但シ恩給法第11条第1項但書ニ規定スル <u>国民生活金融公庫</u> 及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス 前項ノ規定ニ違反シタルトキハ恩給ノ支給ヲ差止ム

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
<p>介護福祉及び社会福祉士（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	略		<p>介護福祉及び社会福祉士（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、<u>厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）</u>又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同じ。）に在学する</p>	略	

				者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金
略			略	
理 学 療 法 士 等 修 学 資 金	県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法等（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学の長期課程（言語聴覚士法第33条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付け	略	理 学 療 法 士 等 修 学 資 金	県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法等（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大学の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

る資金	
略	略
備考 略	備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる<u>独立行政法人等</u>を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>3 略</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる<u>公団等</u>を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> <u>独立行政法人緑資源機構</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（政令附則第10項に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（政令附則第6項に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
（占用料の減免） 第3条 知事は、道路の占用が次の各号の一に該当する場合は、占用料を減免することができる。 （1） 略 （2） 地方財政法（昭和23年法律第109号） <u>第6条</u> に規定する公営企業のため占用するとき （3）及び（4） 略 別表（第2条関係）					（占用料の減免） 第3条 知事は、道路の占用が次の各号の一に該当する場合は、占用料を減免することができる。 （1） 略 （2） 地方財政法（昭和23年法律第109号） <u>第6条</u> <u>第1項</u> に規定する公営企業のため占用するとき （3）及び（4） 略 別表（第2条関係）						
区分	単位	占用料				区分	単位	占用料			
		金額						金額			
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用				非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用	
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
略					略						
政令第7条 第9号に掲 げる器具	略				政令第7条 第8号に掲 げる器具	略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。